



Q マイナンバーカードがないと病院を受診できないの？

A これまでと同様、健康保険証でも受診ができます。

Q 病院でマイナンバーを悪用される心配はないの？

A 医療機関や薬局では患者本人がカードリーダーにカードをかざします。窓口でカードを預けることはありませんし、職員がマイナンバーを扱うこともありません。また、受診歴や薬剤の情報などのプライバシーに関わる情報は、カードのICチップには登録されません。

Q お医者さんに病歴などを知られたくないのですが？

A 薬剤情報や特定健診の結果などは、本人の同意がなければ医師などの第三者が閲覧することはできません。同意の有無は、受診するごとに毎回確認することになっています。

Q どの病院や薬局でマイナンバーカードが使えるの？

A マイナンバーカードが使える医療機関には「マイナ受付」のポスターやステッカーが掲示されています。また、厚生労働省や社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表されます。

Q 病院での顔認証に抵抗があります。

A 本人確認は、顔認証か暗証番号の入力を受診するごとに選択できるシステムになっています。

Q 万一、マイナンバーカードをなくしてしまったら？

A フリーダイヤルで24時間365日体制で、カードの一時利用停止の手続きが可能です。

マイナンバーやマイナンバーカードについてのお問合せは…

マイナンバーカードの申請方法はこちら




マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)
平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30
※紛失・盗難によるマイナンバーカードの利用停止は24時間365日受付

▶一部のIP電話等でフリーダイヤルにつながらない場合
マイナンバーカードなどのお問合せ…**050-3818-1250**
その他のお問合せ……………**050-3816-9405**



マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました!

一部の病院等で受診する際に、健康保険証の代わりにマイナンバーカードを利用できるようになりました。健康保険組合などの保険者の加入者情報と個人番号(マイナンバー)が紐付けされ、医療機関や薬局の窓口での本人確認がリアルタイムでできるしくみです(オンライン資格確認)。なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前にマイナポータルでの登録が必要です。

※再発行などによりマイナンバーカードの変更があった場合は、すみやかに会社のご担当者を通して健康保険組合などの保険者に届けてください。



マイナンバーカードでこんなことができるようになりました!

<p>就職や転職をしても、そのまま使える!</p>	<p>限度額適用認定証がなくても支払いが限度額までに!</p>	<p>薬の履歴や特定健診の情報を確認・医師と共有できる!</p>	<p>医療費控除の確定申告の自動入力が可能に!</p>
<p>就職や転職、引越など健康保険証が変わるときも、新保険証の発行を待たずにカードで受診できます。 ※保険者への加入・資格喪失などの届出は引き続き必要です。</p>	<p>医療費が高額になったとき、窓口での支払い額が、限度額適用認定証がなくても高額療養費制度の限度額までになります。 ※自治体独自の医療費助成等については書類の提示が必要です。</p>	<p>マイナポータル*で、特定健診の結果や処方された薬剤の情報を確認できるようになりました。また、本人が同意すれば医師等と情報を共有できます。 ※今後、医療機関名などの情報にも拡大予定です。</p>	<p>マイナポータル*で医療費の情報を確認できるようになりました。2021年分の所得税の確定申告から、医療費控除の手続きでマイナポータルでの自動入力が可能になります。</p>

*マイナポータルとは? 自分専用のサイトで、行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでき、行政からのお知らせを受け取ることができます。

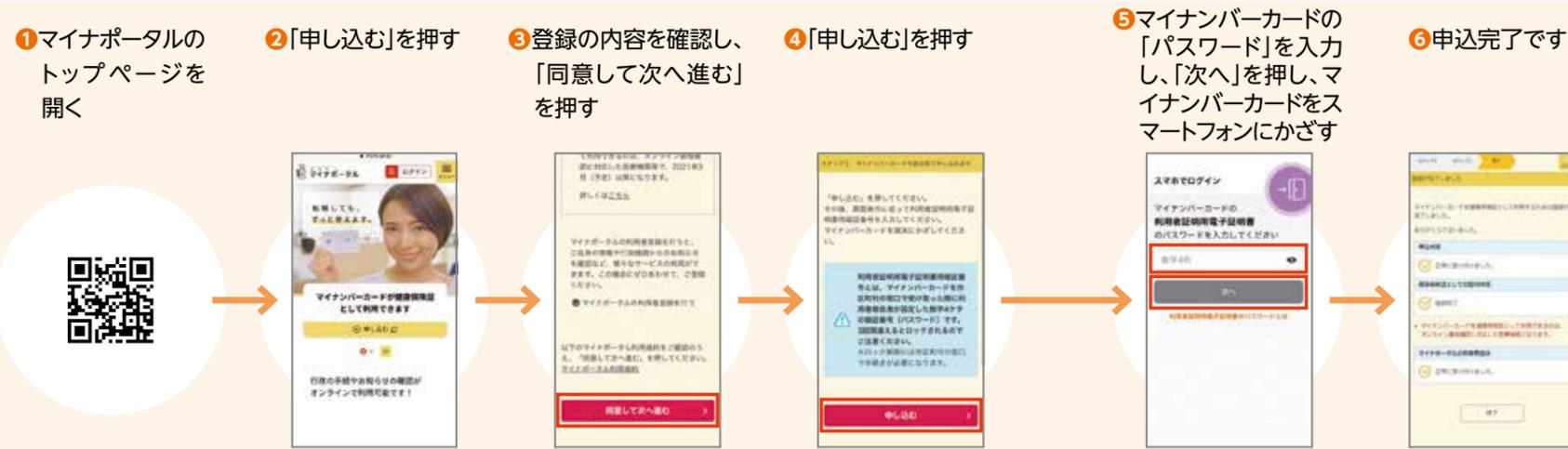
マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには事前の手続きが必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前にマイナポータルから健康保険証利用の申込みを行う必要があります。

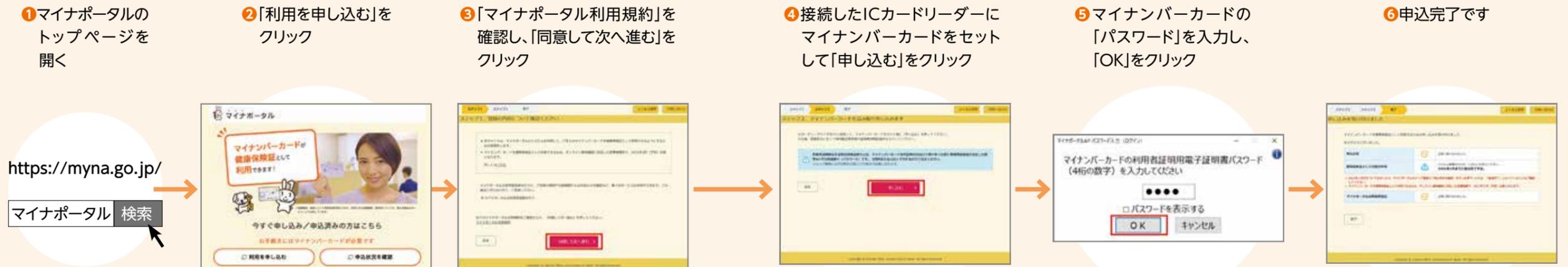
申込みの流れ

※申込状況は、マイナポータルトップページの「申込状況を確認」から確認することができます。

スマートフォンの場合



パソコンの場合



申込みに必要なもの

- **マイナンバーカード+数字4桁の暗証番号**
※暗証番号は、マイナンバーカードを市区町村で受け取った際にご自身で設定したパスワードです。パスワードを忘れてしまった場合は、住民票のある市区町村の窓口でパスワードの再設定手続きをしてください。
- **マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（または、パソコン+ICカードリーダー）**
※スマートフォンやパソコンを使えない方は、家族などのスマートフォンやパソコンでも手続きできます。また、市区町村にもマイナポータル用の端末を設置しています。医療機関や薬局などの顔認証付きカードリーダーでも手続きができます。
- **「マイナポータルAP」のインストール**



マイナンバーカードでの受診方法

マイナンバーカードで受診する際は、カードリーダーでマイナンバーカードの情報を読み取ります。本人確認は患者の選択により顔認証か暗証番号で行われます。また、患者の薬剤情報や特定健診の結果、限度額情報などについては、医療機関や薬局に情報を開示するかどうか、患者が選択することができます。

